

# 平成22年度 周南市一般廃棄物処理実施計画

(平成22年4月1日～10月31日)

## 1 計画の期間

平成22年4月1日から平成22年10月31日まで

## 2 処理する廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する一般廃棄物、市が認める産業廃棄物

## 3 処理区域

周南市全域とする。

## 4 要処理量 (平成22年4月1日～10月31日)

ごみ 58,674 t/年のうち、34,226 t

し尿及び浄化槽汚泥 23,865 kl/年のうち、13,918 kl

## 5 処理計画

### (1) 収集・運搬計画

#### ア. ごみ

(徳山地域)

種類	収集方法			処理方法	
	実施主体	収集回数			
一般家庭から排出	可燃ごみ	直営・委託	週2回 (ステーション方式)	定期特別収集による場合、可燃ごみを月2回または週2回、不燃ごみを月2回または週1回、地区ごとに定める曜日、場所において収集・運搬する	焼却
	不燃ごみ	直営・委託	週1回 (ステーション方式)		埋立
	資源物	直営・委託	月2回 (ステーション方式)		選別・資源化
	粗大ごみ	直営	随時 (戸別収集)		焼却又は埋立
	多量ごみ	自己搬入又は市の許可業者により処理			焼却又は埋立
	特定家庭用機器廃棄物	直営	販売店に引き取りを要請することが困難と認められる場合 (戸別)		再商品化

		収集)	
事業活動に伴って排出される一般廃棄物	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可業者による		焼却又は資源化
産業廃棄物	一般家庭の増改築工事等に伴い排出された産業廃棄物で、施工主の事業発注証明書が添付されたもの（ただし、廃プラスチック類を除く） その他市長が特に認めた不要物		焼却又は埋立

(新南陽地域)

種 類	収 集 方 法			処理方法	
	実施主体	収 集 回 数			
		南 部	北 部		
一 般 家 庭 か ら 排 出	可燃ごみ	直営・委託	週 2 回 (ステーション方式)		固形燃料化
	不燃ごみ	委託	週 1 回 (ステーション方式)		埋立
	資源物	委託	月 2 回 (ステーション方式)		選別・資源化
	粗大ごみ	委託	毎週土曜日	第2・4土曜日	破碎・埋立等
	使用済み乾電池	委託	週 1 回 (ステーション方式)		処分場保管
	廃食用油	自己搬入	随 時		庁舎等保管後再生
	特定家庭用機器廃棄物	委託	毎週土曜日	第2・4土曜日	再商品化
	多量ごみ	自己搬入又は市の許可業者により処理			固形燃料化又は埋立
事業活動に伴って排出される一般廃棄物	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可業者による			固形燃料化 又は資源化	
産業廃棄物	一般家庭の増改築工事等に伴い排出された産業廃棄物で、施工主の事業発注証明書が添付されたもの（ただし、廃プラ類を除く） その他市長が特に認めた不要物			焼却又は埋立	

## (熊毛地域)

種 類	収 集 方 法		処理方法	
	実施主体	収 集 回 数		
一 般 家 庭 か ら 排 出	可燃ごみ	委託	週 2 回 (ステーション方式)	焼却
	廃プラスチックごみ	委託	週 1 回 (ステーション方式)	焼却
	資源物(金物類等含む)	委託	月 1 回 (ステーション方式)	選別・資源化
	資源物(乾電池)	委託	随時(拠点回収方式)	庁舎等保管後再生
	ガラス類	委託	月 1 回 (ステーション方式)	埋立
	特定家庭用機器廃棄物	委託	第2・4土曜日	再商品化
	粗大ごみ	委託	第2・4土曜日	焼却又は埋立
	多量ごみ	自己搬入又は市の許可業者により処理		焼却又は埋立
事業活動に伴って排出される一般廃棄物		事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可業者による		焼却又は資源化

## (鹿野地域)

種 類	収 集 方 法			処理方法	
	実施主体	収 集 回 数			
		中 心	大潮、渋川 金峰、巢山		
一 般 家 庭 か ら 排 出	可燃ごみ	委託	週 2 回 (ステーション方式)		固形燃料化
	不燃ごみ	委託	月 1 回 (ステーション方式)		埋立
	廃プラスチックごみ	委託	週 1 回 (ステーション方式)		焼却
	資源物	委託	月 2 回 (ステーション方式)	月 1 回 (ステーション方式)	選別・資源化
	粗大ごみ	委託	隔月 1 回 (戸別収集) 随時(自己搬入)		破碎・焼却・埋立等
	特定家庭用機器廃棄物	委託	隔月 1 回 (戸別収集)		再商品化
	電池・蛍光灯	市	随時(拠点回収方式)		資源化
	多量ごみ	自己搬入又は市の許可業者により処理			固形燃料化又は埋立
事業活動に伴って排出される一般廃棄物		事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可業者による		固形燃料化 又は資源化	

イ. し尿及び浄化槽汚泥

(徳山・新南陽・鹿野地域)

種 類	収 集 方 法		処 理 方 法
	実施主体	収集回数	
し 尿	委託業者 許可業者	委託 (月 2 回、月 1 回、 2 月 1 回) 委託以外 (随時)	前処理後下水投入
浄化槽汚泥	許可業者	随 時	前処理後下水投入

(熊毛地域)

種 類	収 集 方 法		処 理 方 法
	実施主体	収集回数	
し 尿	委託業者	月 2 回、月 1 回、 2 月 1 回	汚泥再生処理施設処理 (玖西環境衛生組合)
浄化槽汚泥	委託業者	随 時	汚泥再生処理施設処理 (玖西環境衛生組合)

(2) 中間処理計画

ア. 可燃ごみ処理施設

(ア) 処理施設の概要

(徳山地域)

施 設 名 恋路クリーンセンター (周南地区衛生施設組合)

所 在 地 下松市大字河内 3 4 0 番地

処理方式 全連続燃焼式流動床炉式焼却炉

処理能力 3 3 0 t / 日 ( 1 1 0 t / 2 4 h × 3 炉)

(新南陽・鹿野地域)

施 設 名 周南市ごみ燃料化施設フェニックス

所 在 地 周南市臨海町 1 番地

処理方式 ごみ燃料化方式

処理能力 4 8 t / 8 h

(熊毛地域)

施設名 周陽環境整備センター (周陽環境整備組合)  
所在地 玖珂郡玖珂町字奥ヶ迫4410-2  
処理方式 准連続燃焼式ごみ焼却炉  
処理能力 60 t / 日 (30 t / 16 h × 2 系列)

(イ) 搬入される廃棄物の量

内 訳	年間排出量 (t / 年)	期間排出量 (t)
家庭系	25,594	14,929
事業系	10,559	6,159
合計	36,153	21,088

イ. 資源物処理及び保管施設

(ア) 処理及び保管施設の概要

(徳山・新南陽・鹿野地域)

施設名 周南市徳山リサイクルセンター  
所在地 周南市大字戸田1800番地  
処理能力 20 t / 5 h

(熊毛地域)

施設名 周南市熊毛ストックヤード  
所在地 周南市大字八代796-84

(鹿野地域)

施設名 周南市鹿野ストックヤード  
所在地 周南市大字鹿野上字シダガ迫891番1

(イ) 搬入される資源物の量

内 訳	年間排出量(t/年)	期間排出量(t)
古 紙 類	4, 9 0 4	2, 8 6 0
布 類	5 4 4	3 1 7
び ん 類	1, 4 6 5	8 5 4
缶 類	5 8 8	3 4 3
ペットボトル	2 5 5	1 4 8
プラスチック製容器包装類	2 2	1 2
合 計	7, 7 7 8	4, 5 3 4

ウ. し尿処理（徳山地域）及びし尿処理施設（新南陽・鹿野地域）

(ア) 処理施設の概要

(徳山地域)

施 設 名 周南市徳山中央浄化センター

所 在 地 周南市晴海3-1

処理能力 60kl/日

(新南陽・鹿野地域)

施 設 名 周南市し尿処理場

所 在 地 周南市若山二丁目3番1号

処理能力 45kl/日

(イ) 搬入される廃棄物の量（徳山・新南陽・鹿野地域合計）

種 類	年間搬入量(kl/年)	期間搬入量(kl)
し 尿	1 0, 1 4 8	5, 9 1 8
浄化槽汚泥	1 1, 3 9 6	6, 6 4 7
合 計	2 1, 5 4 4	1 2, 5 6 5

エ. 汚泥再生処理施設 (熊毛地域)

(ア) 処理施設の概要

施設名 真水苑  
所在地 岩国市玖珂町1401番1  
処理能力 28kl/日

(イ) 搬入される廃棄物の量

種類	年間搬入量(kl/年)	期間搬入量(kl)
し尿	883	515
浄化槽汚泥	1,438	838
合計	2,321	1,353

(3) 最終処分計画

ア. 埋立処分施設

(ア) 処分施設の概要

(徳山・新南陽地域)

施設名 周南市桑原不燃物処分場  
所在地 周南市大字戸田1788番地  
埋立容積 549, 500 m<sup>3</sup>  
埋立方式 サンドイッチ方式

(熊毛地域)

施設名 周南市熊毛不燃物埋立処分場  
所在地 周南市大字大字小松原字石光691-5  
埋立容積 7, 555 m<sup>3</sup>  
埋立方式 サンドイッチ方式

(鹿野地域)

施設名 周南市鹿野一般廃棄物最終処分場  
所在地 周南市大字鹿野下字中木屋ノ谷  
埋立容積 6, 840 m<sup>3</sup>  
埋立方式 準好気性サンドイッチ方式

イ. 搬入される廃棄物の量

内 訳	年間排出量(t/年)	期間排出量(t)
直接埋立	13,048	7,611
焼却残渣	592	345
RDF不適合物	185	107
選別残渣	978	570
合 計	14,803	8,633

(4) 資源物団体回収による資源化

ア. 回収団体の運営を補助し再資源化を促すため、資源物の団体回収報奨金制度を設けている。

(ア) 回収量 (平成22年4月1日～10月31日)

825 t/年のうち、481 t